

事務連絡
令和2年9月7日

障害福祉サービス等施設・事業所 代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について（令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分））

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記につきましては、令和2年8月17日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）の実施について」によりご案内しているところです。障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴い、継続して提供が必要なサービスであること等相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対して、派遣労働者や業務委託を受けて働く従業員を含め、職種や雇用形態を問わず、慰労金を給付することとしていますが、これまでに、本県へのご意見において、

- ・職員が慰労金の申請を希望しているのに、施設・事業所が慰労金を申請してくれない
- ・施設・事業所が派遣労働者や受託業務従事者、退職者の分を申請してくれない

という声が届いています。

本事業は、慰労金を迅速に給付するための仕組みとして、障害福祉サービス施設・事業所等を通じた一括申請の方法としております。慰労金を受け取るにはまず、障害福祉サービス施設・事業所等に慰労金受領の委任状（又は申請書）を取りまとめていただく必要があります。

慰労金の要件に該当する職員や派遣労働者、業務受託者の従事者の方々が漏れなく、確実に慰労金を受け取ることができるよう、各事業所・施設等におかれましては、

- ・職員や派遣労働者、業務受託者の従事者及び退職者の希望を踏まえて慰労金の申請を行うこと
- ・派遣会社、受託会社と連携・調整の上、とりまとめて申請を行うこと

にご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

今後、県として、慰労金が確実に職員や派遣労働者、業務受託者の従業者の

方々に届けられるよう、必要に応じて申請の提出状況の確認等を実施していきます。

なお、本件については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から令和2年8月26日付けで、関係団体及び都道府県宛てに同様の趣旨で依頼文書が発出されていることを申し添えます。

(要綱、申請マニュアル等掲載場所)

障害福祉情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリ

→ 6. お知らせ (県内共通)

→ 1-3 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等の
従業者等への慰労金の支給事業等

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=208&topid=15

問合せ先

(本協力依頼について)

事業支援グループ 電話 045-210-4717

(慰労金申請方法等について)

神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

(介護・障害分) コールセンター

電話：ナビダイヤル (0570) 077-160

受付時間：平日 10時～17時